

まちの情報誌

広報

かつらぎ

葛城市キャラクター



蓮花ちゃん



蓮花ちゃんに誕生日プレゼント … 詳しくは、13 ページ

Contents

市議会だより	2～6
平成21年度全国学力・学習状況調査結果より	7
決算	8～11
まちのわだい	12・13
お知らせ	14～17
地域安全ニュース	18・19
文化会館ニュース / 図書館だより	20・21
人権 / 健康増進課インフォメーション	22～24
情報	25～27

2009

11

Vol.62

★ 人の動き ★ 10月1日現在（前月比）



男：17,449人 女：18,811人
計：36,260人（－6人）
世帯数：12,883戸（＋9戸）

市議会だより

第3回臨時会が9月1日に開催され、昨年9月に、地方自治法第100条の権限を有した葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会（100条委員会）が設置され、付託されていた調査事項についての最終報告が行われ、全会一致で認められました。また、証人2名の虚偽の陳述に対する告発についての議案審議が行われました。

最終報告書については、報告書が長文であるため、概要と各調査事項に対する改善意見及び総括のみを掲載します。

葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会最終報告の概要

昨年9月の委員会設置以来、「葛城市新庄クリーンセンター運営に関する事項」「葛城市新庄クリーンセンター職員の時間外勤務手当等に係る公文書公開請求に関する事項」「葛城市新庄クリーンセンター職員の超過勤務の是非と職場環境の改善に関する事項」「葛城市新庄クリーンセンターに関する新聞報道等の真偽に関する事項」の4つの事項について、委員会を14回、打合せや聞き取りなどの協議会を42回開催し、関係者9名に対し証人尋問を行い、3名の参考人から

議会審議日程	
8月28日	議会運営委員会
9月1日	臨時会本会議
4日	決算特別委員会
8日	議会運営委員会
	定例会本会議
9日	総務文教常任委員会
10日	民生水道常任委員会
11日	都市産業常任委員会
14日	決算特別委員会
15日	決算特別委員会
16日	決算特別委員会
24日	定例会本会議

意見を求めました。また、市当局やごみ焼却処理施設運転管理業務委託会社に対し、資料の提出やその内容に係る説明を求めるなどの調査を行いました。

各調査事項に対する改善意見及び総括

「葛城市新庄クリーンセンター運営に関する事項」

昭和48年に開設された新庄クリーンセンターは、長く直営体制で運営される中で、平成14年度にダイオキシン対策の改修工事を行い、炉の操作の研究を受け2人の職員と4人の管理委託会社社員で運営を行ってきた。そ

の後、平成17年度末に職員1名が退職して、1人で炉の管理をする状況の中で、異常な超過勤務を始めとする委託会社社員とのトラブルなどが問題となってきた。

平成16年10月1日に新庄町と當麻町が合併をして「葛城市」が誕生し、環境行政は市民生活部長、環境課長、新庄クリーンセンター所長（新庄地区）、當麻クリーンセンター所長（當麻地区）による体制で業務を行っていた。

両地区のクリーンセンター施設において「ごみ収集」及び「ごみ焼却処理」を業務運営してきた、合併後とあってそれぞれ業務形態の違いを引きずった運営であったと考える。

新庄クリーンセンターでは、所長、次長のもとで、一般事務職、ごみ収集業務、し尿収集業務及びごみ焼却業務があり委託管理会社からの社員も加えて業務を行っている。

一方、當麻クリーンセンターでは、所長のもとで、一般事務職、ごみ収集業務、リサイクル業務を行い炉の管理は完全委託で業務を行っている。

葛城市の組織体制は市長、助役（現副市長）の下、部長、課長、所長等それぞれ上司の命に従い業務に専念することとなっているが、本件の問題点は、新庄クリーンセンター所長から担当部長である市民生活部長をとばし副市長、市長に報告・相談を行い指示を受けていることである。前副市長は旧當麻町の職員だった市民生活部長は、新庄クリーンセンターの今までのやり方がわからないと思い、直接新庄クリーンセンター所長の相談にに応じていたと証言している。このようなことでは組織として指揮命令系統が成り立たず、責任の所在も不明となる。こうしたことを部長に同席も求めず前副市長が行ったことは組織を無視した行為であり、新庄クリーンセンターに何か知られたくないものがあり、敢えて部長をはずしたと思われるも仕方ない点もあり、今後の行政運営には指揮命令の

確立を図る必要がある。

また、当施設の管理運営については、証言にもあるように現場の職員は採用から同じ職場で勤務するので、事務職である管理職は人事異動で替わってきて現場のことはわからない状況で、業務を遂行するのに技術面でどうしても現場主導にならざるを得ない事の理解はできる。しかし、所長としてクリーンセンターの職員の安全に注意を払い、事業場を正常に運営する責任があるのに、職員の業務や勤務状況の把握が全く出来ていないとしか言いようがないくらいは無責任な証言、また、副市長等上司に報告あるいは相談しても改善しなかったことは、管理者としての職責の重さの認識不足が起因しているのではないかと考えられる。

次に、運転管理業務委託について、従前から完全委託の形態への要望が委託会社からなされていたが、市職員と共に運転をする形態を続けた。全てが当該職員とのトラブルが原因とは言えないが委託会社社員の交代が激しく改善がなされないと継続できないとの申し入れに、前副市長及び前市長は要望は受けたが書類は見たことがないとし、その後改善が得られないことで委託会社が撤退した。その後

において新たな管理会社との契約内容は、完全委託の形態で契約を締結したことは、非常に疑問である。以前から完全委託での契約を要望していた会社で完全委託にしなかったことも疑問に感じるものである。

又、当該職員の圧力や父親である市議会議員の圧力があったのではないかとこの疑惑については、前次長や前所長、前副市長は圧力はなかったと証言しているが、「平成20年1月末から2月に、当該職員及びその父親が、管理会社に当時の所長、次長が同席のもと、どなりちらしていたこともあったと思う。」との前所長の証言から考えて、圧力という言葉が適切であるかどうかは疑問だが、圧力はなかったということは考えにくいものである。

調査を進める中において、当該職員が友達に頼まれてペイント缶を焼却した処分数は600缶と60缶程度との違いはあるが、当該職員も焼却したことを認め、産業廃棄物処理法に抵触した違法な処理を職員が行ったことが明らかであるのに、懲罰委員会等も設けずに前副市長から注意だけで済ませていることも不適切な処分であったといえる。市長は、更に内部調査を行い真相を究明し、適正な処分を行うことを望むものである。

なお、当該職員の異常な言動が始まったことを含め、委託会社から改善要望が何度も市に対し行われても、前所長、前副市長及び前市長は新庄クリーンセンターの改善に向け、適切な対応をとらなかったことについては、関係者に対し猛省を促すものである。

「葛城市新庄クリーンセンター職員の時間外勤務手当等に係る公文書公開請求に関する事項」

当委員会を設置することになった発端は、平成18年度決算特別委員会において、職員の超過勤務手当の質疑で年間200時間を超える職員が50名いたと言った答弁から、住民からの公文書の公開請求や市議の資料請求がなされ、その資料には特定のものの情報が欠落するなど、新聞報道などで組織的な隠蔽への疑惑が膨らみ、異常な超過勤務の実態が明らかになったことである。

情報公開制度の設置目的を踏まえ、市民への説明する責務として実施機関は個人に関する情報の保護を最大限配慮して運用すべきとされ、本件においては職員の給与に当たり、個人の情報を保護する必要性から非開示として判断された。公文書や資料を請求に基づき開示する場合、一部の非開示

部分等がある場合は説明されるのが普通であり、その明記や説明がなければ単に隠したと思われるもおかしいと考える。

調査の過程で、当委員会が市長に求めた資料が無いとの理由で提出が無く、一方委託会社からは市側に提出した書類として資料提出があった。また、委託会社の社員の名簿を市長に求めたが、当初は、氏名、住所、電話番号が個人情報に当たるとして資料提出を拒み、再度請求により提出した。前副市長は、不存在の書類に対し、そんな書類は見ることがないとの証言をしており、役所としての公文書の管理と個人情報保護の解釈に疑問を呈するものである。

以上のことから、公文書の公開請求に関する疑問については、市は異常な超過勤務の実態を把握し、そのまま公開した場合の説明が難しいと判断し、決算額との相違もあるままで、部分的に抜いた情報を出したものと推測するものであり、市の姿勢を疑うものがある。

市民の参画により、開かれた市政を進めるには、情報公開制度の目的を踏まえ、市民への説明する責務と個人に関する情報の保護を最大限配慮して適切な運用されることを期待する。

「葛城市新庄クリーンセンター職員 の超過勤務の是非と職場環境の改善 に関する事項」

はじめにこの新庄クリーンセンターは、労働基準監督署長の許可を受けておらず、葛城市職員の勤務時間、休暇に関する条例第8条第1項（任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号（焼却、清掃又はと畜場の事業）までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。）に明らかに違反しており、地方公共団体として法令順守をしなければならなかった。

そして、超過勤務の是非ということでは、職員の退職により、当該職員が一人で炉の運転管理業務を遂行していくことになれば、超過勤務時間が増えることは予想できたことであるにもかかわらず、日曜日の炉内清掃を毎週に変更するなど仕事量を増やしたことで、1645時間という

異常な残業時間を引き起こした。この1645時間の超過勤務については、タイムカードの代押しや中抜けなどから、実際に勤務をしていなかった分も含まれていたことが明らかになった。このようなことから、当該職員の1645時間の超過勤務の事実については認められないと判断した。しかし、具体的にどれだけの時間が認められないかということについては、調査の限界もあり、明確にすることはできなかった。

また、毎週日曜日の炉内清掃については、クリン力等の清掃作業の重要性を考えると仕方がないという意見があったものの、果たして毎週する必要があったかどうかについては、現在は完全委託で2、3週間に一回月曜日に炉内清掃をしており、特に大きなトラブルも起きていないことなどから、その必要性があったと判断することはできない。

次に、新庄クリーンセンター全体の職場環境の改善ということでは、平成18年4月から一人の職員と委託業者職員4名に16時間の炉の運転管理業務を任せていたが、直営方式で炉の運転管理を維持していくのであれば、一人に任せたことは間違った選択であったと思われる。また、休憩時間は

業務の進み具合により自分の判断で取ることが出来ることや、年次休暇の書類の提出や超過勤務命令簿の作成は、事務職員がすべて処理している点などは、昔からの慣例で誤った事務処理がなされていた。これらについては、市条例、他関係法規に則した形に是正しなければならない。

そして、今回の調査において最も驚かされたことは、この新庄クリーンセンターのずさんな管理体制である。いくら業務を遂行しているのは職員で、仕事内容を熟知しているからという理由で言いなりになったり、前任からの引き継ぎということ、何もしないというのは大きな問題であった。管理職による管理監督責任の欠如が原因で、誤った理解や行動が是正されず、このような問題に発展したと言える。市長、副市長を含めた管理職の責務は重大であり、再発の防止に努めるためにも他の部署も含めて管理監督の徹底指導を求めるものである。

「葛城市新庄クリーンセンターに関する 新聞報道等の真偽に関する事項」

調査特別委員会が設置される事につながる異常な時間外勤務手当の支給問題、職員の中抜けの疑惑及び公文書の公開における矛盾について新聞

報道が行われたことにより、市民の関心が高まり疑惑の真相解明に向け調査を行うことになった報道内容について検証をした。

委員会は、報道された前述した3点の疑惑について調査を行った。

まず、ごみ焼却施設「新庄クリーンセンター」の男性職員1人に対し、平成18年度の1年間に1645時間もの異常な時間外勤務手当を支給した問題では、毎週日曜日の炉内清掃については、クリン力等の清掃作業の重要性を考えると仕方がないという意見があったものの、果たして毎週する必要があったかどうかについては、明確な答えが出ていないが、現在は完全な業者委託で2週に一回月曜日に炉内清掃をしており、特に大きなトラブルも起きていないことから、毎週日曜日の炉内清掃の必要性があったと判断することはできない。また、タイムカードの代押しも明らかに、1645時間の時間外勤務手当の支給は正当なものではなかったと考える。

新庄クリーンセンター職員の中抜け疑惑については、当該職員は、前任者からの引継ぎということで、休憩時間にパチンコへ行っており、それ以外には、休暇をとって行っていたとの証言の中で、16時間勤務のうち通常勤務8

時間と超過勤務4時間の残り4時間については、自分の都合でいつでも休憩できるという主張をしているが、当然、休憩に入るときには上司に報告をするか、タイムカードを押して休憩時間を明確にする必要がある。この証言については理解することはできないと考える。

市民が情報公開で取り寄せた資料に矛盾点が多いことについては、本件においては職員の給与に当たると、個人の情報を保護する必要性から、一部非開示、または、非開示として判断された。公文書や資料を情報公開請求に基づき開示する場合、一部の非開示部分等がある場合は説明されるのが普通であり、その明記や説明がなければ単に隠したと思われるもおかしくないと判断する。

以上のことから、新聞報道の真偽については概ね間違いがなかったと判断するものである。

市当局には、指摘した問題点を真摯に受け止め、問題解決に当たると共に、調査過程において明らかになった事項に対し、不当利得の請求や違法行為に対する告発など法的処分を望み、その結果を議会や市民に対し公表し、再発防止に万全を期するよう求めます。

■虚偽の陳述に対する告発について
■虚偽の陳述に対する告発について
全会一致により可決

本2議案は、葛城市新庄クリーンセンター運営に関する調査特別委員会の証人尋問において、証人2名が虚偽の証言を行ったと認め、議会が地方自治法第100条第9項により告発するものです。

第3回定例会が9月8日から24日までの会期で開催され、平成20年度各会計決算の認定などさまざまな議案の審議と、2名の議員が一般質問を行いました。

議案の主な内容と結果

【報告案件】

■平成20年度葛城市継続費精算報告書の報告について（報告のみ）

平成19年度及び20年度の2カ年度に渡り施工しておりました「忍海小学校校舎改築・改造工事」の完了により、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、報告するものです。

■平成20年度葛城市決算に基づく健全化判断比率の報告について（報告のみ）

■平成20年度葛城市決算に基づく資金不足比率の報告について（報告のみ）

【決算認定】

■平成19年度葛城市一般会計決算の認定

賛成者なしにより不認定

■平成20年度葛城市各会計決算の認定
賛成多数により認定

- ・一般会計
- ・国民健康保険特別会計
- ・介護保険特別会計
- ・後期高齢者医療保険特別会計
- ・水道事業会計

全会一致により認定

- ・老人保健特別会計
- ・下水道事業特別会計
- ・学校給食特別会計
- ・住宅新築資金等貸付金特別会計
- ・霊苑事業特別会計
- ・葛城市・広陵町

介護認定審査会特別会計

各会計決算については、8～11ページに詳しく載っています。

【条例関係】

■機構改革に伴う関係条例の整備について

全会一致により可決

市民サービスの向上などの観点から、平成22年4月に組織・機構の見直しを行うため、関係する6条例の一部を改正するものです。

■葛城市情報公開条例の一部を改正することについて
全会一致により可決

■葛城市個人情報保護条例の一部を改正することについて
全会一致により可決

■葛城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
全会一致により可決

前記3議案については、本市における、情報公開制度に関する全ての事項の諮問機関である「情報公開審査会」と、個人情報保護制度に関する全ての事項の諮問機関である「個人情報保護審査会」をより充実した、効果的な組織とするため、両審査会を統合・改編し、不服申立てについて専門的な調査・審査を行うための統一した審査会として「情報公開及び個人情報保護審査会」を、また、両制度の重要な事項についての審議を行うための統一した審議会として「情報公開及び個人情報保護審議会」を設置するにあたり、

委員報酬も含めた所要の条例改正を行うものです。

■葛城市税条例の一部を改正することについて

全会一致により可決

地方税法の一部改正により、主なものとして、個人住民税における住宅ローン特別控除の創設と土地等の長期譲渡所得に係る特別控除を創設する条例改正を行うものです。

■葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

全会一致により可決

地方税法の一部改正により、主なものとして、上場株式等に係る配当所得における国民健康保険税の課税の特例並びに上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除における国民健康保険税の課税の特例を追加する条例改正を行うものです。

■国民健康保険条例の一部を改正することについて

全会一致により可決

健康保険法施行令の改正により、主なものとして、出産育児一時金を4万円引き上げ、現行35万円を39万円に改める改正を行うものです。

【予算関係】

■平成21年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について

全会一致により可決

総務費では、過誤納金還付金、民生費では子育て応援特別手当費、県補助金の前年度分確定に伴う精算返還金等、衛生費では健康づくり推進事業費の追加、農林商工費では緊急雇用創出事業に係る経費、また、国の「地域活性化・経済危機対策」に係る事業として団体営土地改良事業の追加等、土木費では道路新設改良費の追加等、消防費では常備消防費の追加等により、2億5015万3千円を追加するものです。

■平成21年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

全会一致により可決

出産育児一時金の引き上げにより、297万円を追加するものです。

■平成21年度葛城市老人保健特別会計補正予算（第1号）の議決について

全会一致により可決

平成20年度の補助金の精算に伴う償還金により、130万9千円を追加するものです。

■平成21年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

全会一致により可決

介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の国庫、県及び支払基金への返還金と、介護保険料の剰余金を準備基金に積み立てることにより、7919万1千円を追加するものです。

■平成21年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について

全会一致により可決

平成20年度決算額の確定に伴い、消費税の納税額が確定したことにより、458万4千円を追加するものです。

■平成21年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決について

全会一致により可決

介護保険事業費補助金の精算に伴う国庫補助金の返還により、15万円を追加するものです。

【その他】

■字の区域変更について

全会一致により可決

JR大和新庄駅周辺地区（大字柿本、北花内、笛堂）における都市再生

整備計画の土地区画整理事業に伴い、土地の維持管理及び行政執行の円滑化を図るため、整備された道路、水路をもって新たに字の区域を変更するものです。

【議員提出議案】

■葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて

全会一致により可決

機構改革に伴う、部局名称の変更のため、葛城市議会委員会条例の一部を改正するものです。

【意見書・決議】

■高齢者差別の後期高齢者医療制度の撤廃を求める意見書について

賛成少数により否決

※詳しい内容につきましては、ホームページ内の「葛城市議会」会議録でご覧いただけます。（なお、この議会の会議録は、12月頃に掲載の予定です。）

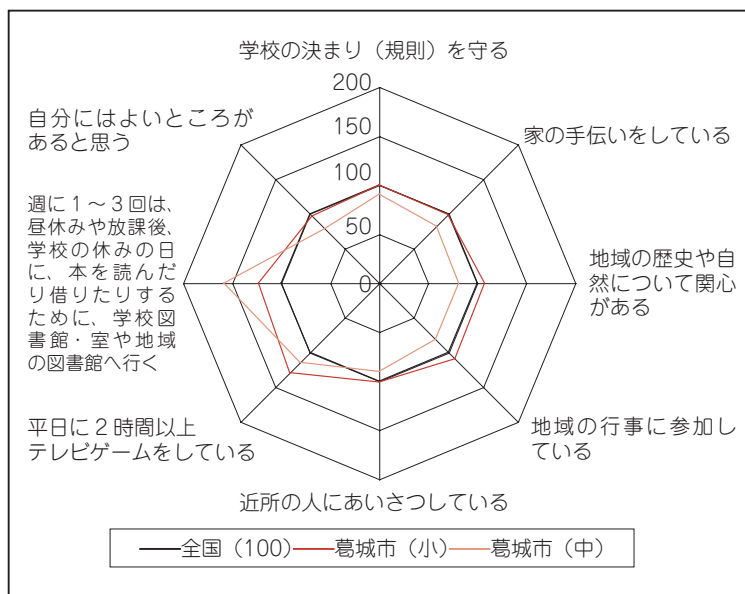


葛城の子どもたちの「今」を見つめる

平成21年度全国学力・学習状況調査結果より

奈良県では11月1日を「奈良県教育の日」と定め、教育に対する県民の意識や関心を高めるとともに、家庭、地域社会および学校が一層連携を深め、奈良県教育の充実と発展を図るとしています。この目的を実現するうえで欠かせないのが、子どもたちの「今」を見つめることです。

そこで今回は、文部科学省が小学校6年生・中学校3年生を対象に実施した平成21年度全国学力・学習状況調査結果から、葛城市の子どもたちの実態を一部ご紹介します。



グラフでは、全国と比べて以下が見てとれます。

- ①小・中学生とも、昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり借りたりするために、学校図書館・室や地域の図書館等によく足を運んでいる。特に中学生は、その傾向が強い。
- ②学校のきまり(規則)を守る、家の手伝いをする、近所の人にあいさつをする、地域に興味・関心をもったり地域の行事に参加したりする中学生が、やや少ない。
- ③自分にはよいところがあるという意識をもつ子どもがやや少ない。



読書に親しむ姿勢はうかがわれるものの、本市の子どもたちの課題も明らかになりました。これら課題の克服・改善には、学校や保護者はもとより、地域の皆さんのご支援・ご協力が欠かせません。明日の葛城市を担う子どもたちの成長のため、地域で子どもを育てるという考え方のもと、多くの皆さんが子どもたちに関わっていただきますよう、今後ともよろしくお願い申し上げます。

▼葛城市学校保健会主催教育講演会のご案内▲

本市では、小学校4年生と中学校1年生の希望者を対象に、生活習慣病対策血液検査を毎年実施しています。そこから見てきたことについて、下記の講演会を開催致します。ふるって、ご参加下さい。

- ・ 日 時 11月5日(木) 午後2時30分～4時
- ・ 場 所 葛城市當麻文化会館 2階 大研修室
- ・ 講 師 大阪大学大学院医学系研究科 教授 山 村 卓 先生
- ・ 演 題 「葛城市の子どもたちに忍び寄るメタボリック症候群の実態及びその対策
— 30歳になって泣かないために —」
- ・ 備 考 入場料無料。お問い合わせは、市教育委員会教育指導課(☎48-2811)までお願い致します。

決算

平成20年度

市の財政を 見てみよう

お問い合わせ 総務財政課

平成 21 年第 3 回葛城市議会定例会において、平成 20 年度の一般会計と 9 つの特別会計及び水道事業会計の決算が報告され、それぞれ認定されました。
また、継続審査となっていた平成 19 年度の一般会計決算については、不認定となりました。

一般会計

一般会計の決算額は、歳入 123 億 4964 万 2 千円、歳出 120 億 3831 万 4 千円で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額は 3 億 1132 万 8 千円となりました。



歳入

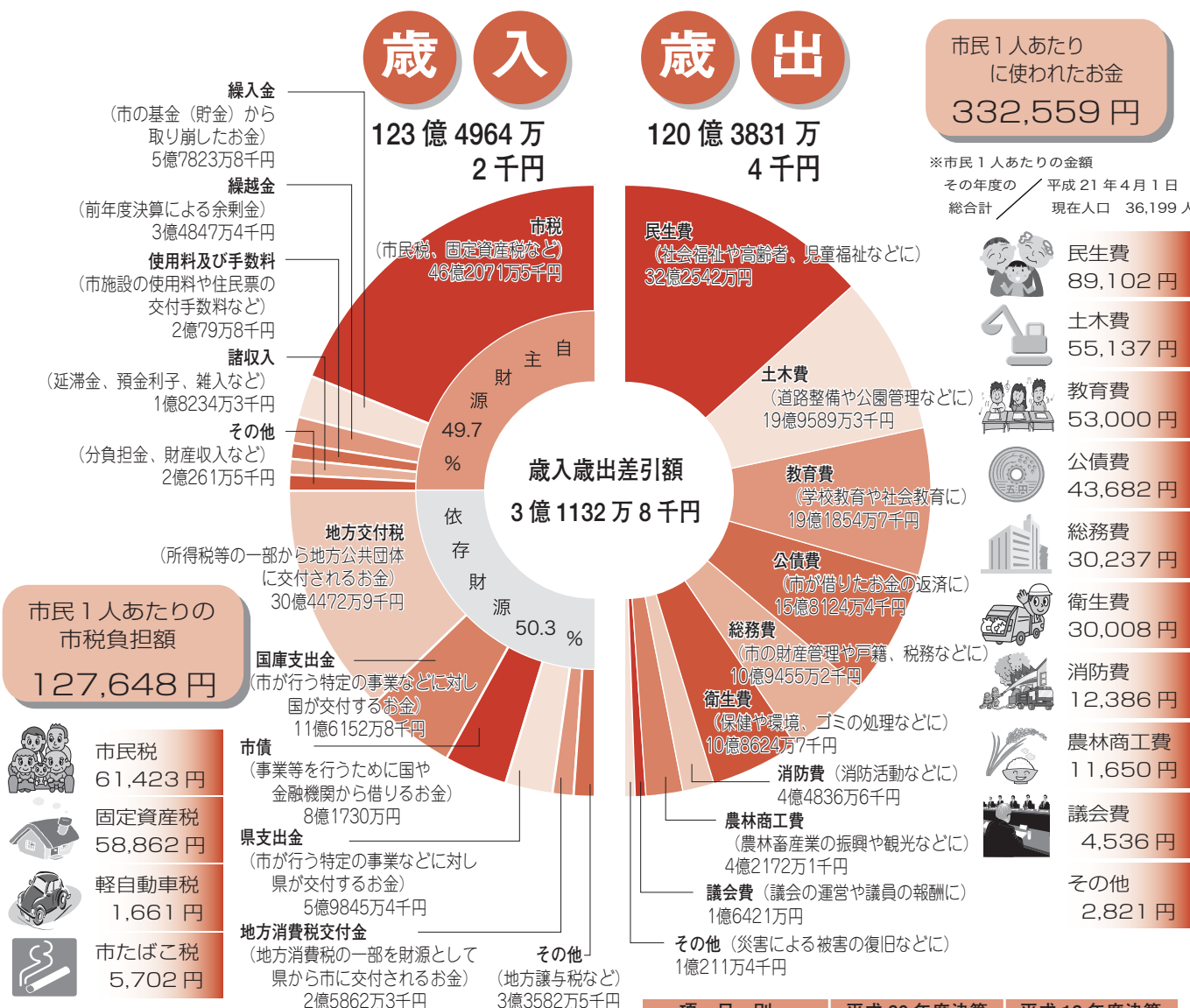
123 億 4964 万 2 千円

歳出

120 億 3831 万 4 千円

市民 1 人あたり
に使われたお金
332,559 円

※市民 1 人あたりの金額
その年度の 平成 21 年 4 月 1 日
総人口 現在人口 36,199 人



用語の説明

自主財源

市税、使用料など、市が自ら収納、徴収できる財源のこと。
安定した行政運営には、歳入総額に対する割合が大きいほど望ましい。

依存財源

自主財源に対して、地方交付税や国庫支出金など国や県の基準により交付されたり割り当てられたりする収入のこと。

項目別	平成 20 年度決算	平成 19 年度決算
一般会計歳入	123 億 4964 万 2 千円	123 億 831 万円
市税	46 億 2071 万 5 千円	49 億 3265 万 4 千円
地方交付税	30 億 4472 万 9 千円	29 億 4617 万 6 千円
自主財源	49.7%	50.7%
依存財源	50.3%	49.3%
一般会計歳出	120 億 3831 万 4 千円	119 億 5983 万 6 千円
民生費	32 億 2542 万円	29 億 8257 万 5 千円
土木費	19 億 9589 万 3 千円	23 億 7195 万 7 千円

■ 平成 20 年度 特別会計及び水道事業会計決算額

(単位：千円)

会 計 名	歳 入 総 額	歳 出 総 額	差 引 額
国民健康保険特別会計	3,343,489	3,281,742	61,747
老人保健特別会計	263,220	262,475	745
介護保険特別会計（保険事業勘定）	1,809,162	1,729,962	79,200
介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）	14,804	14,804	0
下水道事業特別会計	2,970,883	2,969,068	1,815
学校給食特別会計	266,164	266,081	83
住宅新築資金等貸付金特別会計	2,479	2,379	100
霊苑事業特別会計	70,532	53,757	16,775
葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計	14,274	14,124	150
後期高齢者医療保険特別会計	252,450	251,625	825

会 計 名	収 入 総 額	支 出 総 額	差 引 額
水道事業会計	727,759	641,435	86,324
	148,014	373,600	▲ 225,586

【特別会計】
特別会計とは、国民健康保険事業など特定の事業を行うため一般会計と区分して経理している会計のことで、葛城市の特別会計の決算額は次の表のとおりです。

■ 主な財政指標（普通会計）

普通会計の決算額に基づいた主な財政指標は次のとおりです。

普通会計とは他の地方公共団体と比較するために用いる会計区分のことです。

葛城市では、一般会計と 3 つの特別会計（学校給食・住宅新築資金等貸付金・霊苑事業特別会計）が普通会計に含まれます。

財 政 指 標	平成 20 年度	平成 19 年度		
	葛城市	葛城市	奈良県平均	全国平均
財政力指数（3 力年平均）	0.69	0.69	0.44	0.55
経常収支比率	91.2%	86.7%	98.6%	92.0%
起債制限比率（3 力年平均）	9.3%	10.4%	13.7%	11.1%

※奈良県平均及び全国平均について、財政力指数は単純平均、その他の指標は加重平均です。

・ 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値。この指数が高いほど、財源に余裕があると言えます。この指数が 1 を超えると普通交付税の不交付団体となります。

・ 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費や扶助費、公債費など経常的な経費に市税などの経常的な収入がどれだけ使われているかを表します。この比率が高くなるほど、財政構造の硬直化が進んでいると考えられます。

・ 起債制限比率

公債費による財政負担の度合いを判断するための指標で、地方債の元利償還金（普通会計債に限ります）が市税や地方交付税など標準的な収入の規模に占める割合を示しています。

平成 19 年度 一般会計歳入

(単位：千円)

費 目			平成 19 年度
自 主 財 源	市 税	市 民 税	2,606,194
		固 定 資 産 税	2,063,158
		軽 自 動 車 税	58,041
		市 た ば こ 税	205,261
			4,932,654
	繰 入 金		541,426
	使 用 料 及 び 手 数 料		198,666
	繰 越 金		185,184
	諸 収 入		182,022
そ の 他		201,454	
小 計		6,241,406	
依 存 財 源	地 方 交 付 税		2,946,176
	国 庫 支 出 金		1,234,348
	市 債		744,000
	県 支 出 金		547,820
	地 方 消 費 税 交 付 金		279,217
	そ の 他		315,343
小 計		6,066,904	
合 計		12,308,310	

平成 19 年度 一般会計歳出

(単位：千円)

費 目	平成 19 年度
民 生 費	2,982,575
土 木 費	2,371,957
教 育 費	1,750,096
公 債 費	1,422,853
総 務 費	1,192,842
衛 生 費	1,075,244
消 防 費	433,311
農 林 商 工 費	426,020
議 会 費	170,877
そ の 他	134,061
合 計	11,959,836

平成 19 年度 特別会計及び水道事業会計

(単位：千円)

会 計 名	歳 入 総 額	歳 出 総 額	差 引 額
国民健康保険特別会計	3,470,767	3,449,915	20,852
老人保健特別会計	2,562,287	2,577,079	▲ 14,792
介護保険特別会計（保険事業勘定）	1,756,198	1,706,491	49,707
介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）	12,777	12,777	0
下水道事業特別会計	2,178,748	2,176,632	2,116
学校給食特別会計	268,756	266,308	2,448
住宅新築資金等貸付金特別会計	5,866	5,766	100
霊苑事業特別会計	62,426	53,525	8,901
葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計	14,599	14,599	0

会 計 名	収 入 総 額	支 出 総 額	差 引 額
水道事業会計	740,324	669,261	71,063
	194,550	287,770	▲ 93,220

平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率等

平成 19 年 6 月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、地方公共団体は毎年度、決算に基づいて健全化判断比率等を算定し、監査委員の審査に付した上で、その意見を付して議会へ報告するとともに、市民のみなさまに公表することになりました。

平成 20 年度決算に基づき算定した健全化判断比率及び資金不足比率を平成 21 年第 3 回葛城市議会定例会に監査委員の意見を付して報告しました。

今回報告した健全化判断比率及び資金不足比率は次のとおりです。

健全化判断比率

	葛城市 の数値	早期健全化 基準	財政再生 基準
〈実質赤字比率〉 ・一般会計等（公営企業・公営事業を除く 会計）の実質赤字の比率	黒 字	13.68%	20.00%
〈連結実質赤字比率〉 ・全ての会計の実質赤字の比率	黒 字	18.68%	40.00%
〈実質公債費比率〉 ・公債費 ・公債費に準じた経費の比重を示す比率	13.9%	25.0%	35.0%
〈将来負担比率〉 ・地方債残高のほか一般会計等が将来負担 すべき実質的な負債を捉えた比率	102.6%	350.0%	

- ※ 早期健全化基準：自主的な改善努力による財政健全化が必要な水準
→財政健全化計画の策定・外部監査の義務付け、総務大臣による必要な勧告等
- ※ 財政再生基準：国の関与による確実な再生が必要な水準
→財政再生計画の策定・外部監査の義務付け、起債の制限、総務大臣による予算変更の勧告等

公営企業の資金不足比率

		葛城市 の数値	経営健全化 基準
〈資金不足比率〉 ・公営企業ごとの 資金不足の比率	下水道事業	黒 字	20%
	水道事業	黒 字	

- ※ 経営健全化基準：自主的な改善努力による経営健全化が必要な水準
→経営健全化計画の策定・外部監査の義務付け、総務大臣による必要な勧告等

◇葛城市の指標は、いずれも基準に該当する状況に至っていませんが、基金残高の減少、市債の今後の状況を踏まえ、これまで以上の歳入確保、歳出削減にむけた取り組みが必要です。

〈各指標の算定内訳〉

■実質赤字比率

黒 字 (H19 黒字)

$$= \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

葛城市の実質収支は黒字です。

※ 標準財政規模：地方公共団体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模のこと。

(単位:千円)

一般会計等の実質赤字額	△116,853
標準財政規模	8,271,818

■連結実質赤字比率

黒 字 (H19 黒字)

$$= \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

全会計（一般会計等及び公営事業会計）における実質赤字の標準財政規模に対する比率です。
葛城市の一般会計等の実質収支は黒字であり、公営企業会計についても資金不足は発生していません。

(単位:千円)

連結実質赤字額	△2,370,348
一般会計等の実質赤字額	△116,853
公営事業会計の実質赤字額	△142,667
公営企業会計の資金不足額	△2,110,828
標準財政規模	8,271,818

■実質公債費比率

13.9% (H19 14.3%)

(3カ年平均)

一般会計等が負担する実質的な公債費の標準財政規模に対する比率（過去3カ年平均）です。
葛城市では、早期健全化基準である25%をかなり下回っています。

$$= \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{繰上償還額} + \text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(単位：千円)		
地方債の元利償還金	1,580,979	18年度
地方債の準元利償還金	854,924	(14.5%)
公営企業債の償還に充てたと認められる繰出金	756,500	19年度
一部事務組合の起こした地方債の償還に充てたと認められる負担金	98,424	(14.0%)
公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出	0	20年度
繰上償還額及び特定財源等（公営住宅使用料など）	161,463	(13.2%)
標準財政規模	8,271,818	18～20年度
元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,356,572	3カ年平均

■将来負担比率

102.6% (H19 104.2%)

公営企業、公社等も含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。
葛城市では、早期健全化基準である350%を大きく下回っています。

$$= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

(単位：千円)		
将来負担額	25,100,499	
一般会計等の地方債現在高	10,549,185	
公営企業債の償還に充てる繰出見込額	11,098,162	
一部事務組合等負担等見込額	764,543	
退職手当負担見込額	2,164,511	
設立法人の負債額等負担見込額	524,098	
充当可能基金額	2,155,950	
特定財源見込額（公営住宅使用料など）	308,444	
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	15,536,411	
標準財政規模	8,271,818	
元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	1,356,572	

■資金不足比率

黒字 下水道事業
(H19 黒字)

黒字 水道事業
(H19 黒字)

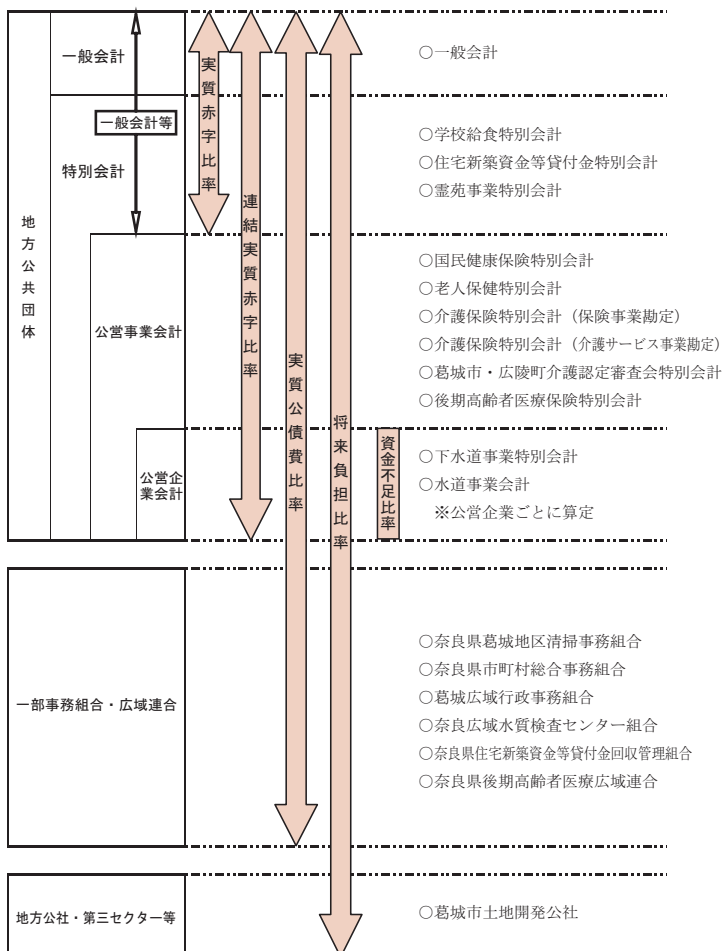
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、地方公営企業の財政の健全性を示す指標として資金不足比率が設けられました。この比率が経営健全化基準以上になると、経営健全化計画の策定が義務付けられます。比率の公表は平成19年度決算から、計画策定は平成20年度決算から適用されます。

葛城市では、公営企業において資金不足は発生していません。

$$= \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(単位：千円)		
	資金の不足額	事業の規模
下水道事業	△1,815	377,505
水道事業	△2,109,013	709,538

■指標の算定対象



■財政健全化法のしくみ

(健全財政)

健全段階

指標の整備と情報開示の徹底

[健全化判断比率]

・フロー指標

①実質赤字比率

②連結実質赤字比率

③実質公債費比率

・ストック指標

④将来負担比率

[公営企業の資金不足比率]

資金不足比率

→監査委員の審査に付し、議会に報告、公表

早期健全化基準 公営企業の経営健全化基準

財政の早期健全化

自主的な改善努力による財政健全化

・財政健全化計画の策定

・外部監査の義務付け

・実施状況を毎年度議会に報告、公表

・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣が必要勧告を行う

財政再生基準

財政の再生

国等の関与による確実な再生

・財政再生計画の策定

・外部監査の義務付け

・計画は総務大臣に協議し同意を求めることができる

【同意無】

・災害復旧等を除き起債を制限

【同意有】

・収支不足額を振り替えるため、再生振替特例債の起債可

・財政運営が計画に適合しない場合、予算変更等を勧告

(財政悪化)

岡崎カズエさん



山田秀太郎さん



大倉とゑさん



祝
100
歳

まちの
わだい

大倉とゑさん（南今市）が9月3日に、山田秀太郎さん（當麻）が9月16日に、また岡崎カズエさん（南道穂）が10月5日にめでたく100歳のお誕生日を迎えられ、山下市長がお祝いに訪れました。

当日は、お祝いの花束を前にご家族より温かい祝福を受けられ、楽しいひとときを過ごされました。今後とも益々お元気で、長寿を重ねてください。

八幡宮一本殿改築竣功祭一

9月4日、八幡宮（木戸）で本殿改築竣功祭が営まれました。

竣功を祝い、伊賀見奉舞会（奈良県曾爾村）が、拝殿前で「悪魔払い」「接ぎ獅子」等の舞を奉納されました。同会の獅子舞は、奈良県無形民俗文化財に指定されており、参加した氏子らは固唾を飲んで見守っておられました。森岡久幸区長は、「関係者のご協力に感謝しています。神社が益々発展しますよう宮講共々尽力していきます。」と語っておられました。



おもちゃカボチャで蓮花ちゃん

當麻第1保育所では、観賞用の「おもちゃカボチャ」で作った平城遷都1300年祭公式キャラクター「せんとくん」と、本市のマスコットキャラクター



「蓮花ちゃん」をイメージした人形が人気を集めています。

このカボチャは、森田秀昭さん（西辻）が寄贈したもので、同園の保育士らが画用紙などで飾り付けをされました。園児らは、「蓮花ちゃん！かわいい！」などと喜んでいました。

カンボジアで美容技術指導



カンボジアで美容技術を指導した黒木裕勝さん

黒木裕勝さん（南道穂）は、9月5日から13日の間、NPO「国境なき子どもたち」の技術指導で、カンボジア第2の首都と呼ばれるバタンバンに渡航され、美容師歴20年の経験を生かし、日本の高度な美容技術を学びたいという15歳から25歳の20人の青少年に、ボランティアで美容技術を指導されました。

黒木さんは、技術を習得したいという熱意を感じ、子どもたちの将来に少しでも役立てばうれしいと話されていました。



美しい「菊」の品評会



9月30日、葛城市花卉園芸組合主催の切花品評会があり、翌日（10月1日）マルベリーホールで表彰式が行われました。

これは、菊生産農家の技術向上と菊の普及促進のため開催されました。

（敬称略）

奈良県知事賞

森井 隆司（南今市）

葛城市長賞

西川 隆則（脇田）

中部農林振興事務所賞

高松 智郎（山口）

J Aならけん

北葛地区統括支店賞

辻 賢一（寺口）

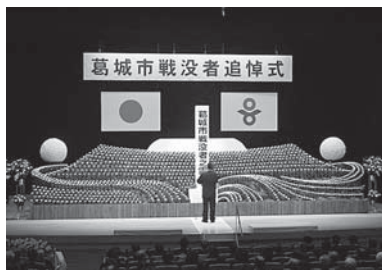
葛城農業推進協議会長賞

筒井 茂信（兵家）

葛城市花卉園芸組合賞

山岡 親秀（寺口）

戦没者追悼式



10月1日、新庄文化会館マルベリーホールで葛城市主催の戦没者追悼式が、しめやかに執り行われました。

この式には、かつての戦争で亡くなられた方の遺族や関係者、来賓など約350名の参列の下、全員でご英霊に対し、黙祷と献花を捧げました。

祖国の尊いいしずえとなられた戦没者の方々に対し、謹んで哀悼の意を表します。

蓮花ちゃんストラップ贈呈式



10月14日、大和ガス株式会社で、蓮花ちゃん携帯ストラップの贈呈式が行われました。

ガスのイメージキャラクターの「ヒーポンくん」から蓮花ちゃんへ携帯ストラップ8,000個が手渡され、

蓮花ちゃんは、直ぐに電話をしていました。電話の相手はせんとかんかな？

中井隆男社長は、「市および蓮花ちゃんのPRに一役買えたらと思い制作しました。まちの活性化に役立てていただきたい。」と話されました。



蓮花ちゃんに誕生日プレゼント

10月1日、新庄北小学校附属幼稚園で、市政5周年と市マスコットキャラクター蓮花ちゃんの誕生日を祝う誕生日会が開かれました。

ボランティアサイトを運営する「奈良・葛城市きてみてネット」が企画し、蓮花ちゃんにメッセージカードと特製ケーキをプレゼントされました。園児らは、蓮花ちゃんのぬり絵を楽しんだ後、ケーキを食べられました。園児らは、「蓮花ちゃんの塗り絵が楽しかった。握手してもらって嬉しかった。ケーキがおいしい。」などと喜んでおられました。



第5回市民体育祭

第5回市民体育祭が9月20日、新庄第1健民運動場で開催されました。

当日は、絶好の秋晴れに恵まれ、また、芝生も最高の状態で各地区の選手たちは日頃の練習成果を存分に発揮して、ハツラツとしたプレーを繰り広げていました。年代別リーグでは各選手の必死のがんばりに拍手と歓声が絶えませんでした。

また、保育所や幼稚園のかわいい公開演技やオープン競技でも、応援席から拍手や笑い声が絶えず、楽しい秋の一日を過ごされました。

総合成績の上位は次のとおりです。

優勝	竹内
準優勝	北花内
第3位	寺口
第4位	笛堂
第5位	當麻



選手宣誓を行う西田勝美選手（南今市）



お知らせ

社会保険料（国民年金保険料）

控除証明書が送付されます

～年末調整や確定申告で

添付等が義務付けられています～

国民年金保険料は、税の申告をする時、納めた保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。

この社会保険料控除の申告について、平成17年3月に所得税法が改正され、平成21年中に納めた保険料について社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う

う際に、保険料を支払ったことを証明する書類（領収証書等）の添付等が義務付けられています。

このため、国民年金保険料を納付された方には、社会保険庁から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告を行う時まで大切に保管してください。

●手続きや不明な点等

があれば…?

控除証明書専用ダイヤル

☎ 0570(070)117

【IP電話からは

☎ 03(6700)1130

※11月2日から平成22年3月

13日まで設置予定

または、大和高田社会保険

事務所 ☎ (22) 3531

まで、お問い合わせください。

まちづくり交付金事後評価原案を公表します

葛城市では、JR 大和新庄駅周辺地区の都市再生整備計画につきまして平成17年度から5年間の計画で道路・区画整理・広場整備等事業を進めているところでありますが、今年度に事業最終年度を迎えています。

この整備計画に対する支援制度であります「まちづくり交付金」は、地域の歴史・文化・自然環境などの特性を活かした個性あふれる「まちづくり」を実現し、住民の生活の質の向上と地域社会の活性化を図ることを目的として創設された交付金です。この事業では、事業実施前の段階でまちづくりの目標、指標の設定を行い、事業最終年度に事後評価を実施して事業の効果発現要因の整理と今後のまちづくりの方策を作成することとされています。

事後評価原案を作成しましたので、11/11（水）～24（火）の期間、市民の皆さまの意見を募集させていただきます。提出方法は、住所・氏名を明記の上、ご意見を郵送、ファックスまたはメールでお願いします。

提出先：葛城市役所都市整備課

〒639-2195 葛城市柿本166番地

FAX 0745(69)6456

メールアドレス toshisei@city.katsuragi.lg.jp

お電話でのご意見はお受けできませんのであらかじめご了承ください。なお、いただいたご意見については、まちづくり評価委員会に提出しますが、個別回答は行いませんのでご了承ください。また、詳しい内容につきましては、市ホームページをご覧ください。市役所都市整備課内（新庄庁舎2階）でもご覧いただけます。ただし、窓口での閲覧は午前8時30分から午後5時15分までとし、土・日・祝を除くものとします。

◎詳しくは、都市整備課まで

平成22年度 学童保育所入所者募集

学童保育所の入所者を次のとおり募集します。

◆**入所資格**：市内小学校1～4年生の児童および幼稚園児（ただし、磐城・當麻幼稚園については、年中・年長児に限る）で、昼間常に保護者（両親またはこれに代わる方）が労働などにより家にいないため、保育できない家庭の児童です。

◆**入所期間**：平成22年4月1日～平成23年3月31日
日曜・祝日・年末年始（12月28日～1月4日）
および、その他市が定める日は休日です。

◆**開設時間**：放課後～午後6時
学校休業日（日曜・祝日を除く）は、
午前9時～午後6時

◆**受付期間**：11月24日（火）～27日（金）

◆**申込方法**：児童福祉課備え付けの入所申請書に、必要事項を記入し、下記まで提出してください。（入所申請書は、各学童保育所にも備え付けてあります）

◆**受付場所**：（新庄地区）児童福祉課、（當麻地区）磐城・當麻校区児童館または児童福祉課

◆**その他**：今年度に入所している児童で、来年度も引き続き入所を希望される方は、改めて入所申請書を提出してください。

◎詳しくは、児童福祉課まで

自主的な納付

葛城市では、自主的な納税を期待していますが、期限を過ぎても納付がない場合、滞納の日数に応じて延滞金が係ります。また、財産の滞納処分（差押・公売など）を行うこともあります。差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業所の捜索、自動車差押の

平成21年11月・12月は

市町村税・県税の県下一斉 **滞納整理強化期間** です。

葛城市・奈良県



ためのタイヤロック（写真）など、滞納処分をしなくてもよいように、皆さんの自主的な納税をお願いします。

「市では税収確保に向け、次のような取組みを行っています」

・納税相談

市税等を納期限内に納めることが困難な方の相談を受け付けています。

・納税催告

納期限を過ぎても納付がない方に対し、督促状・催告書等の送付、電話催告等を行います。

・財産調査

滞納者の財産について、官公署、金融機関、保険会社、通信機関等に対し調査を行います。

・給与調査

滞納者の給与を差押するため、勤務先に対し給与の調査を行います。

・差押処分

不動産・預貯金や生命保険、給与のほか、自動車などの差押を行います。差押後も納付されない場合、差押財産の公売・取立を行います

平成21年度
市町村と県の不動産
合同公売について

葛城市では奈良県と県内市町村と合同で、市税の滞納処分として差し押さえた不動産を入札により公売します。

物件の詳細や入札手続きは、葛城市公式ホームページをご覧ください。お問い合わせください。

葛城市では税負担の公平性を保ち税収を確保するため、より一層滞納整理の強化を図ります。

公売日…11月9日（月）

午後2時から

場所…奈良県桜井総合庁舎

3階大会議室

公売財産…不動産

（葛城市からは1物件を予定）

実施団体…葛城市、田原本町

※予告なく公売を中止する場合がありますので、ご了承ください。

（収納課）

すべての青少年の
健やかな成長を願って

十一月は全国青少年健全育成強調月間

十一月は「全国青少年健全育成強調月間」です。この機会に、青少年の健全育成について一人ひとりが自らの問題としてとらえ、考えていただきたいと思います。

青少年が今を充実して生きるとともに、社会的に自立した個人として成長し、幅広く活躍できるように支援する取り組みの輪が広がっていくことを願っています。

- ・ 青少年の育成は、大人一人ひとりの責務
- ・ 地域で一体となって青少年の育成を
- ・ 家庭のあり方を振り返ろう
- ・ 青少年の多様な社会参加を支えよう

葛城市教育委員会
葛城市青少年健全育成協議会

民間建築物吹付けアスベストなどの
分析調査に補助金を交付します

アスベストによる被害の未然防止を目的として、既存の民間建築物の吹付けアスベストなどの分析調査に対して補助金を交付します。

補助対象建築物：市内に存する民間の建築物で、吹付けアスベスト等が施工されている可能性のある建築物（戸建て住宅や附属する電気室および機械室を含む。）

補助対象者：補助対象建築物の所有者または所有者の同意を得た者（共有建築物の場合は、共有者全員の合意による代表者）

補助対象アスベスト：石綿もしくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物

補助対象経費：1カ所 250,000 円を限度額とし、アスベスト分析調査に要した必要経費

補助金額：必要経費の全額

補助申請期間：11月2日（月）～12月11日（金）

◎詳しくは、環境課まで

こんにちは地域包括支援センターです

いつまでも健やかに、住みなれた地域で自立した生活ができるように支援するのが地域包括支援センターの役割です。



地域包括支援センターでは、概ね85歳以上の方で、自分の特技や趣味を生きがいにも暮らされている方、ボランティア活動を通して社会貢献されている方等をご紹介し、いつまでも健康で、住みなれた地域で自立した生活を送るための参考にしていただけたらと思います。

今月は田中留男さん（當麻）をご紹介します。



田中さんは大阪府南河内郡の山田村のご出身で、大正5年生まれ、93歳。絵を描くのが好きで、高等小学校を卒業後、京都に手描き友禅の見習い奉公に行かれました。親方に認められ寝ずに働いたそうです。戦争に召集され終戦を満州で迎え、その後シベリアに3年間抑留されました。シベリアでは家の壁に絵を描く仕事を与えられ、ここでも才能が認められて皆に大切にされたそうです。帰国後は太子町に戻り、その後當麻に移り住み、平成11年に奥さまを病気で亡くされました。

幼いころから体が弱かったという田中さんの一日は、4キロの砂袋を

使った自分流の足の体操が始まります。以前、膝痛を患って病院に通ったこともありましたが、がんばって克服されたそうです。「何とか治したい一心で『おれは治す』と目標を立てました。朝夕、家内のためにお経をあげるの、せめて30分でも正座がしたいと思い、1年ほどかかりましたが正座ができるようになりました。」と話す現在の田中さんは、背筋を伸ばして正座し、元氣そうなど様子でした。

「私より13歳若い家内を病気で亡くしてしまい、若くして死なせてしまった思いが強くありました。1年ほど人と話もせず、こんなことではいけない、前向きに物事を考えなければいけないと思い、老人会の牡寿会を訪ねました。牡寿会では多くの友人ができ、カラオケ教室やゲートボールに積極的に参加しているそうです。「牡寿会の会長が健康のためにゲートボールに誘ってくれました。日曜

日以外の天気の良い午後4時までゲートボールに出かけています。ゲートボール場からの眺めは良く、後ろに二上山があつて、暑い日でも田んぼから渡ってくる風で涼しいし、皆で『當麻の軽井沢』と呼んでいます。」と、田中さんはよく通る声で楽しそうに話してくださいました。明るい性格で、みんなの輪の中で話を盛り上げておられるという田中さんの元氣の源は、仲間と過ごすことを大切に、目標をたてて前向きに生きることにあるようです。



（地域包括支援センター）

歴史博物館ガイド

【第10回特別展】

『大和に三城あり—絵図から探る城と新庄陣屋—』

大和における郡山城・高取城・宇陀松山城と、葛城の新庄陣屋関係の歴史資料を集めた、特別展を開催します。

会 期：10月17日（土）～11月29日（日）

入館料：通常の入館料が必要です。

【公開講座：《特別展記念講演会》】

『葛城学へのいざない（第8回）』『戦国時代の城下町—大和国を中心に—』

日 時：11月14日（土）午後2時～

講 師：仁木 宏 氏（大阪市立大学大学院教授）

会 場：歴史博物館 2階「あかねホール」

定 員：150名程度

申 込：電話または、直接窓口にて受付

◎詳しくは、歴史博物館 ☎ (64) 1414 まで





”子育て支援センター”においてよ！

いもほりにいきました

キンダーランド（3歳児の子育て教室）に参加の親子が、9月18日に道の駅“當麻の家”で、さつまいも堀りをしました。

畑でスコップや手で土を掘ると紫色をした芋が顔を出し、お家の人と力を合わせてさつま芋を掘り出しました。大きな大きなお芋が出てきてあちらこちらで大歓声があがっていました。掘ったお芋を手にして、「おじいちゃん・おばあちゃんのおみやげにしよう」と話してくれた子もいます。いもほりの後



いもほりのようす

ふると公園で、おいもほりのポケットシアターのお話をしました。秋の空気が感じられる心地よい場所で、普段あまり触れることがない田んぼの土の感触を味わいながら親子で楽しいひと時を過ごしました。

子育て講演会がありました

9月16日、子育て支援センターで『子育て講演会』をしました。東大阪大学の久保梅子先生が、「子どもの成長・発達を願って」をテーマにお話をしてくださいました。

子どもが育つ道筋について具体的に教えていただき、どのようにかわればよいのかをアドバイスしていただきました。

また、自分に自信が持てない子にさせないために

- ・わがママが言える子
- ・失敗のできる子
- ・口答えのできる子
- ・反抗のできる子
- ・親に甘えられる子
- ・親の前で安らげる子

に育てようと話してください、子育て中のお母さんやおばあちゃんが自分の子育て観と照らし合わせながらじっくりとお話を聞いていました。

最後に、子どもとかかわる中で一日に何回も口にしてほしい4つの言葉『すきよ たからよ みててあげるよ なんでもはなしなよ』をプレゼントしてください、



子育て講演会のようす

「あせらず・ゆっくり子育てを楽しみましょう」と和やかなうちに講演会が終わりました。

子育てワンポイントアドバイス

☆子どもの気持ち受け止めてあげよう・・・

大好きなお母さんにあるがままの姿を受け止めてもらえること。これは子どもにとって最高の幸せですね。子どもはおもちゃやお菓子よりも大好きなのはやっぱりお母さん。

お母さんから子どもへのプレゼント・・・“無償の愛”、これに勝るものはありません。

いつでも子どもをギュッと抱きしめてあげましょう。



子育て・家事・仕事・おつきあいなど、お母さんの一日は超多忙。子どもとのスキンシップもついおろそかになりがちかも……。でも、わずかな時間でもたっぷり愛情を注ぎます。子どもとふれあい上手なお母さんになれば、子育てがどんどん楽しくなっていきます。

●●●●●11月～12月の予定●●●●●

	月	火	水	木	金	土	日
11月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30						
12月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31			

- つどいの広場
- キンダーランド
- わんぱくルーム
- ひよこルーム

※ つどいの広場・年齢別つどいは、子育て支援センター、當麻・磐城児童館で行っています。

※ 11月19日（木）の子育て支援センターのつどいの広場はお休みです。當麻・磐城児童館のつどいの広場はあります。

お話を楽しむ日 午前10時30分から

- 11月 9日（月） 當麻児童館
- 11月 11日（水） 子育て支援センター、磐城児童館
- 12月 9日（水） 子育て支援センター
- 12月 21日（月） 磐城児童館

童謡を楽しむ日 午前10時から

- 11月 2日（月） 當麻児童館

◎ 詳しくは、

子育て支援センター（新庄健康福祉センター内）

☎ (69) 5241 FAX (69) 5301 まであ

地域安全 ニュース

▽▼ 119 コーナー ▲▲

平成 21 年 9 月中	火災… 0 件	救急… 94 件	救助… 2 件
平成 21 年の累計	火災… 6 件	救急… 926 件	救助… 10 件

秋季全国火災予防運動

統一標語

『消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子』

11月9日(月)から15日(日)まで、全国一斉に秋季火災予防運動が実施され、行事の一環として、11月9日(月)午後1時から消防団・消防署の防火パレードを実施します。

この時期は、空気が乾燥し、風の強い日が続く火事が起こりやすくなりますので、皆さま方におかれましては、大切な家庭から火を出さないようにご家庭で次の事について話し合ってみてください。

☆ 住宅防火

いのちを守る

7つのポイント ☆

(3つの習慣・4つの対策)

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。

(消防署)

11月9日は、「119番の日」

11月9日は、「119番の日」です。平成20年中の119番通報は、4,773件で、1日当たり約13件の通報がありました。
119番通報をされる時は、次のことに注意しましょう。

- ① 火事・救急・救助などで一般加入電話【公衆電話・(一般家庭、会社等)の電話】から119番通報する時は、**落着いて局番なしの「119」をダイヤルして、場所(番地・付近の目標物等)・名前・状況等をはっきり言います。**また、慌てずに通報する為、電話の近くにこれらの内容を記入したものを貼っておきましょう。
- ② 携帯電話で119番通報した場合、葛城市消防本部につながりますが電波の状況により近隣の消防本部につながる事もあります。その時は、葛城市消防本部へ転送されますので、電話を切らずに待ってください。

【お願い】

※ 火事のお問い合わせは、住民案内「(69) 9988」、病院照会等のお問い合わせは、「(69) 7171」へお願いします。**(急病等に備え、掛かりつけの病院を持ちましょう。)**

※ 消防署では、各地区や各種団体等で消防防災訓練および応急手当等の講習会を実施していますので、積極的な参加をお願いします。



(消防署)

つけましたか？ 住宅用火災警報器！

消防法が改正され、全国一律に住宅用火災警報器等の取り付けが義務付けされて、**設置完了期限(葛城市の既存住宅にあっては平成21年5月31日まで)**から5ヵ月あまりが経過しました。



設置されていない方は、消防法および葛城市火災予防条例違反となります。罰則はありませんが、火災から大切な自分や家族の生命を守るため、火災をいち早く知らせる住宅用火災警報器を設置してください。

設置後または既に設置され届出をされていない方は、住宅用防災機器設置届出書を消防署予防課まで届出してください。届出用紙は消防署にあります。

(消防署)

交通安全ポスター展



秋の交通安全
全県民運動の
一環として、
葛城市交通対
策協議会・葛
城市交通安全
母の会が主
催、高田警察
署の協力によ
る交通安全ポ
スター表彰式が行われました。

市内各保育所（園）・幼稚園・小中学校の皆さんから総数 771 点の応募があり、優秀な作品 9 点について表彰状が授与されました。各受賞者は次のとおりです。

◎金賞（葛城市交通対策協議会会長賞）
（敬称略）
新庄中学校 1年 岩田 知也
磐城小学校 5年 滝上未伊加
新庄北幼稚園 ひまわり 植田 勝也

◎銀賞（葛城市交通安全母の会会長賞）
新庄中学校 1年 野本 菜月
新庄北小学校 4年 森下 虎暉
浄正院保育園 まつ 1 中森 凜音

◎特別賞（高田警察署署長賞）
新庄中学校 3年 坂本健太郎
磐城小学校 3年 福井優香子
華表保育園 ひなげし 辻井 統后

（生活安全課）

大字尺土防災訓練実施



9月13日、大字尺土におきまして尺土自主防災組織協議会主催による第1回防災訓練が実施されました。

この訓練は午前7時45分、南海・東南海沖においてM 8.1 震度6強の巨大地震が同時発生したという想定で、午前9時から住民141人の参加のもと、避難誘導訓練、バケツリレーによる消火訓練、炊き出し訓練など多種にわたり行われました。中でも避難訓練においては、避難者をグループ分けし各グループごと「電車でっこ」スタイルで避難し、その輪の中に担架・車椅子で避難する人も想定した、本番さながらの訓練となっていました。

（生活安全課）

一日警察署長の交通安全事業所訪問が実施されました。



一日警察署長交通安全事業所訪問は、秋の交通安全県民運動にあわせて、高田地区安全運転管理者協会主催で実施され、高田警察署長より委嘱された「一日警察署長」の方が管内の事業所を訪問して、交通安全メッセージを送り、各事業所の交通事故ゼロを目標に実施されているものです。

本年度は、葛城市内では、高木包装(株)を訪問され交通安全メッセージと夕暮れ早め点灯の啓発看板が送られました。

（生活安全課）

みんなでなくそう、踏切事故 踏切事故防止キャンペーン

踏切事故は、毎年多数発生しており、その原因のほとんどが自動車側の無謀運転や運転操作ミスによるものです。近畿運輸局管内の近年における踏切事故の発生件数は、平成20年度は前年度に比べ7件減っているものの、踏切事故は依然として鉄道事故の約3割を占めており、発生件数は70件、死傷者数は52名となっています。

ひとたび踏切事故が発生した場合、重大な事故となる可能性が高く、また、事故の加害者またはその家族には莫大な賠償金が請求されることとなります。

事故を起こさないためにも、踏切直前においては一旦止まって前方と左右の安全を確かめて通行し、無理な横断はやめることが大切です。

踏切道を通行する自動車のドライバーおよび歩行者を対象に、交通ルールの遵守、安全意識を高めることを目的とした「踏切事故防止キャンペーン」を実施します。

実施にあたり皆さま方の一層のご協力をお願いします。

実施期間：11月1日（日）から10日（火）までの10日間

スローガン：○メインテーマー みんなでなくそう踏切事故

○サブテーマー 踏切では、一旦止まって左右の確認

○キャラクターー ストッピー



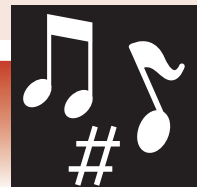
（愛称：ストッピー）

（生活安全課）

文化会館ニュース

新庄文化会館 ☎ (69) 4600

當麻文化会館 ☎ (48) 5000



★ お知らせ ★



★ 催し物のご案内 (11月1日～12月10日) ★

新庄文化会館 (マルベリーホール)

月 日	催 し 物	入場方法	開演時間	主催者	連絡先
11月 4日(水)	新庄中学校合唱コンクール	関係者	未 定	葛城市立新庄中学校	0745-69-3301
11月 7日(土)	第24回奈良県高等学校総合文化祭 合唱・器楽演奏会	無 料	12:00～ 16:30	奈良県高等学校文化連盟 合唱・器楽部会	0742-41-4701 【帝塚山高等学校】
11月 8日(日)	やまなみ歌謡クラブ発表会	無 料	9:30～	やまなみ歌謡クラブ	0745-69-2389
11月12日(木)	葛城市小・中学校合同音楽会	関係者	13:15～ 16:00	葛城市教育委員会	0745-62-2467 【忍海小学校】
11月13日(金)	御所市小・中学校合同音楽会	関係者	10:00～ 15:00	御所市小・中学校 合同音楽部会	0745-62-2149 【掖上小学校】
11月14日(土) 15日(日)	葛城市文化協会文化祭	無 料	10:00～	葛城市文化協会	0745-48-2811 【生涯学習課】
11月28日(土) 29日(日)	葛城市民劇団「風塾」第13回定期公演「シンデレラストーリー」	無 料	14:00～ 16:00	葛城市	0745-69-4600 【新庄文化会館】

當麻文化会館 (ホール)

月 日	催 し 物	入場方法	開演時間	主催者	連絡先
11月15日(日)	葛城市寿連合会 カラオケ大会	無 料	9:30～	葛城市寿連合会	0745-48-2811 【高齢福祉課】
11月22日(日)	葛城フェスタ 「美健賢食のすすめ～健脳・健康・ 長寿のもと、早寝早起き朝ごはん～」	無 料	13:00～	葛城フェスタ実行委員会	0745-48-2811 【農林課】
12月 3日(木)	磐城・當麻小学校文化鑑賞会	関係者	① 10:30～ ② 14:00～	———	0745-48-2059 【當麻小学校】

*都合により一部催し物に変更になる場合がありますので、ご了承ください。

*準備、リハーサル等での使用に関しては、本表に記載しておりません。

*詳細については、主催者にお問い合わせください。

■ は休館日

は休館日

11月																												12月							
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土								
新庄文化会館	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5
當麻文化会館	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5



図書館だより

新庄図書館 ☎ (69) 4646
當麻図書館 ☎ (48) 6000

★ 新着図書のご案内 ★

新着図書は、ほかにもいろいろあります。
紙面に限りがありご紹介できませんが、ご来館の上、ぜひ
ご覧ください。また、ホームページでもご覧いただけます。



- | | | |
|--------------------------------|-------------|---------|
| ① 孤高—国語学者大野晋の生涯— | 川村二郎 | ●當麻館 一般 |
| ② 戦場の掟 | スティーヴ・ファイナル | ●新庄館 一般 |
| ③ きなこ —夢をおいかける犬— | 百瀬しのぶ | ●當麻館 一般 |
| ④ 忍者サノスケいさんわくわく旅日記 23 金魚大じけんの巻 | なすだみのる | ●新庄館 児童 |
| ⑤ ゴインキョとチーズどろぼう | エミリー・ロッド | ●當麻館 児童 |
| ⑥ ごきげんなライオン しっぽがふたつ | ロジャー・デュボアザン | ●新庄館 児童 |

第13回
葛城歌壇短歌大会ならびに発表会

講評を聞いて短歌を学んでみませんか。
ご参加いただいた方には「葛城歌壇
作品集」を差し上げます。

日時…11月15日(日) 午後1時～3時30分
場所…歴史博物館 あかねホール
内容…入賞者の表彰式
および出詠作品の講評

お問い合わせ…新庄図書館

図書館連続講座第8・9回 参加者募集
子どもの成長と読書のかかわり」
子どもの発達・成長の中で、読書が
果たす役割をさぐります。

日時…
①11月1日(日) 乳幼児から小学校低学年まで
②11月29日(日) 小学校中学年から高学年まで
午後2時～3時30分

会場…新庄図書館 学習室
講師…川上 博幸氏
(前香芝市民図書館長・近畿大学非常勤講師)

対象…大人
参加申込・お問い合わせ…新庄図書館

手づくり講座
ドライハーブを使って、クリスマス
リースを作りましょう

講師…寺田 由美氏
日時…11月14日(土) 午後1時30分
場所…當麻図書館 2階研修室
対象・募集人数…大人・25人
材料費…2,000円
持ち物…花切りばさみ、エプロン
申込…材料費を添えて當麻図書館まで

催しものご案内

映画会のお知らせ
日時…11月14日(土)
午前10時
場所…新庄図書館A.V.ルーム
『親子ネズミの不思議な旅』

おはなし会のお知らせ
★當麻図書館
日時…11月8日(日)
午後1時30分
場所…當麻図書館2階研修室
『小さい子のためのプログラム』
絵本…おおくになりたい
こりすのもぐ
お話し…くいしんぼうのコックさん
お話し…せのたかいだんなさんと
せのひくいおかみさん

★新庄図書館
日時…11月28日(土) 午後2時
場所…新庄図書館おはなしの部屋
『小さい子のためのプログラム』
絵本…キャラメル
絵本…おばけのいちにち
紙芝居…おさじさん
『大きい子のためのプログラム』
お話し…森のおばあさん ほか

*おはなしが始まるとへやに入れません。時間に間に合うようにお越しください。

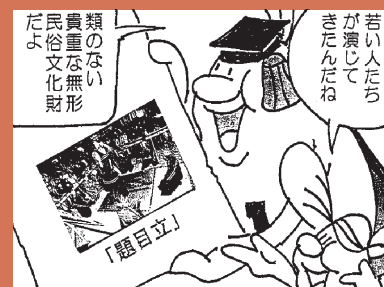
は休館日	11月	12月
は整理休館日	日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
新庄図書館	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	1 2 3 4 5
當麻図書館	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	1 2 3 4 5



**毎月11日は
人権を確かめあう日です**

奈良県市町村人権・同和問題
啓発活動推進本部
葛城市人権問題啓発活動推進本部

てんいち先生



私たちのまちの人権擁護委員

人権擁護委員は、国民の基本的人権を守るために、法務大臣から委嘱をされた民間の人たちです。

この制度は、日ごろ地域社会に根ざした活動を行っている民間の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられました。

人権擁護委員の概要ですが、人権擁護委員法で規定されています。その職務は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、これが侵犯された場合には、その救済のため適切な処置を講ずるとともに、自由人権思想の普及高揚に努めることとされています。

現在、葛城市には8人の人権擁護委員がいます。

人権擁護委員は、市町村長が、市町村議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦することになっており、任期は3年となっています。

人権擁護委員の主な活動ですが、

○法務局内での常設相談
○地域各地での特設相談

・「人権・行政・心配ごと相談」

毎月2・3・4木曜日、相談は無料です。（詳細は、毎月発行の広報誌「情報」コーナーをご覧ください）

○国民一人一人の人権意識を高めるため、様々な人権啓発活動を行う。

○人権侵害による被害者を救済する。

○「人権擁護委員の日」（毎年6月1日）、「人権週間」（毎年12月4日～12月10日）にあわせた啓発、啓蒙活動などです。

葛城市の**人権擁護委員**（平成21年10月1日現在）名簿は、次のとおりです。

名前(敬称略)	住所	電話番号
和田 旨弘	弁之庄	(69) 2990
西岡 弥臣	笛堂	(69) 6480
安川 恵子	薑	(62) 4766
横井 照典	平岡	(69) 5137
椿本 恵三	長尾	(48) 5656
辻本八栄子	尺土	(48) 4525
木下 忠則	當麻	(48) 4140
中井 治幸	染野	(48) 2234

人権相談専用電話

○女性の人権ホットライン

☎ 0570(070)810

（全国共通ナビダイヤル）

ドメスティック・バイオレンスやセクハラ、ストーカー行為など、女性をめぐる人権問題を専門に扱う相談電話です。法務局・地方法務局の本局に設置されています。

○子どもの人権110番

☎ 0120(007)110

（全国共通フリーダイヤル）

学校における「いじめ」や児童虐待など、子どもをめぐる人権問題を専門に扱い、子どもからのSOSや地域からの情報をいち早くキャッチし、解決に導くための相談電話です。法務局・地方法務局の本局に設置されています。

（人権政策課）



健康増進課 インフォメーション

健康増進課／新庄健康福祉センター
☎ (69) 9900



インフルエンザ予防

新型インフルエンザと、従来の季節性のインフルエンザは、同じ方法で予防することが出来ます。

「手洗い」「うがい」を実行することが予防に効果的です。また、無用な外出を控え、他人との接触を控えることも有効です。

また、せきやくしゃみが出るときは、他人への感染を防ぐためマスクを着用しましょう。

手洗い・うがいを徹底し、栄養のある食事、十分な睡眠など、日頃から体調管理に気を配り、インフルエンザにかからないようにしましょう。

なお、奈良県では、「**新型インフルエンザ相談センター**」を開設しています。新型インフルエンザ予防接種に関する事などのご相談、ご質問は（☎ 0742（27）8658）へお問い合わせください。

ポリオ予防接種について

11月に予定していましたが、ポリオ予防接種は、都合により、繰り上げて9月に実施しました。

次回は平成22年の春に予定しています。

スタンプを集めて、11月22日（日）の

葛城フェスタに参加しよう!!

秋深まる今日この頃、ウォーキングを行うには、ちょうど良い季節になりました。でも、「健康のため」とは言え、目的地も無くいつものコースを歩くだけでは、長続きしませんよね？

そんなみなさんに朗報です！！

来る11月22日（日）、葛城市役所 当麻庁舎周辺において開催予定の「第1回葛城フェスタ」のイベントの1つとして、「ウォーキングスタンプラリー」を実施します。

次のページに、スタンプラリー用の台紙があります。市内9か所の内、5か所以上のスタンプをウォーキングをしながら集めればラリー達成です。（9番の「葛城フェスタ会場」のスタンプは、11月22日当日、参加賞の受け渡し場所で捺印します。）スタンプは、11月22日まで、各ポイントに設置してあります。

5か所以上のスタンプを集めたスタンプ台紙を、葛城フェスタ当日にご持参ください。先着1,000名に参加賞と引き換えします。（参加賞の引換場所等は、別紙の「葛城フェスタちらし」をご参照ください。）

どなたでもご参加いただけます。日頃からウォーキングを行っている健脚自慢から、ウォーキングを始めようとお考えの方まで、広くご参加をお待ちしています。

葛城フェスタ スタンプラリー台紙

9 か所の内、5 か所以上スタンプを集めれば完成 !!

1 二上山 ふるさと公園	2 相撲館	3 ゆうあい ステーション
4 當麻スポーツ センター	5 中央公民館 (屋敷山公園内)	6 歴史博物館
7 ウェルネス 新庄	8 新庄健康福祉 センター	9 11月22日 葛城フェスタ会場

切り取り線

< 11月22日(日) 葛城フェスタ開催までにスタンプを集めよう!! >

各ポイントの受付時間、休館日等は以下の通りです。

	ポイント名	受付時間	休館日	電話番号
1	二上山ふるさと公園	午前 9時～午後 5時	火・水、国民の休日	48 - 7800
2	葛城市相撲館	午前 10時～午後 5時	火・水	48 - 4611
3	ゆうあいステーション	午前 10時～午後 9時	月(祝日の場合はその翌日)	48 - 3373
4	葛城市當麻スポーツセンター	午前 9時～午後 5時	火、第2・4水	48 - 6600
5	葛城市中央公民館	午前 9時～午後 5時	火、第2・4水	69 - 5131
6	葛城市歴史博物館	午前 9時～午後 5時	火、第2・4水	64 - 1414
7	ウェルネス新庄	午前 10時～午後 8時	金	69 - 9303
8	葛城市新庄健康福祉センター	午前 8時30分 ～午後 5時15分	日、国民の休日	69 - 9900

各ポイントには、スタンプラリーの地図を備え付けています。ご自由にお取りください。

・・・注意事項・・・

※開館時間中に限り、スタンプを押すことができます。< 11月22日(日) まで >

※やむを得ない理由により、上記休館日以外に臨時休館する場合がございます。ご了承ください。

※コピーしたスタンプラリー台紙は、ご使用いただけません。台紙が必要な方は、新庄健康福祉センターまたは當麻保健センターに取りにお越しください。ただし、お一人さま一枚とさせていただきます。

＝葛城フェスタ実行委員会＝

情報

暮らし

市役所への
お問い合わせ

新庄庁舎 ☎ (69) 3001
當麻庁舎 ☎ (48) 2811

税の納期

11月は、
▼固定資産税 第4期
▼国民健康保険税 第5期
の納付月です。

納期限は11月30日(月)です。
納期内納付にご協力ください。
口座振替をご利用の方は、納期限の
日が振替日になっています。前日まで
に預貯金残高の確認をお願いします。
(税務課・収納課)

新庄クリーンセンターからのお知らせ

★燃えるごみの収集日について:

◎11月3日(火・文化の日)は祝日です
が、新庄区域の一般家庭ごみ収集に
ついては平常通り行います。

【対象地区】…西室・柿本・北花内・忍海・
薑・新村・新町・南花内・西辻・南新町・
新庄・葛木・大屋・北道穂・南道穂

◎11月23日(月・勤労感謝の日)は祝
日ですが、新庄区域の一般家庭ごみ収

集については平常通り行います。

【対象地区】…疋田・南藤井・寺口・中戸・
弁之庄・林堂・山田・平岡・山口・梅室・
笛吹・脇田・東室・笛堂

★不燃ごみの収集日について:

◎11月3日(火・文化の日)は祝日の
ため、6日(金)に変更します。

【対象地区】…林堂・脇田・忍海・薑・
新町・南花内・西辻・南新町
◎詳しくは、新庄クリーンセンターまで

イベント 講座等

参加チーム募集

葛城市民綱引き大会

日時: 12月6日(日)

(集合・計量) 午前9時

(開 会 式) 午前9時30分

会 場: 當麻スポーツセンター

総合体育館

チーム編成

①男子の部、女子の部、混合の部、
小学生の部(4年生以上)

(混合の部と男子、女子の部は兼ね
られない)

②1チーム8名

(混合は男子4名、女子4名)

監督1名、交代要員2名、コーチ1
名の計12名以内とする。

③男子は8名の体重合計が 600 kg
以下とする。

女子、混合、小学生の部は計量しま
せん。

■参加者…市内在住在勤者

■申込…11月27日(金)までに、當
麻スポーツセンターまたは、葛城市

コミュニティセンター備え付けの

申込書にて申し込んでください。

■抽選会…12月3日(木)午後8時
當麻スポーツセンターにおいて行
います。

◎詳しくは、當麻スポーツセンター

☎ (48) 6600

または、葛城市コミュニティセンタ
☎ (69) 6961 まで

聞こえの相談会(県委託事業)

日時: 11月15日(日)午後1時~4時

会 場: 奈良県社会福祉総合センタ
大会議室

〒604-0111 橿原市大久保町320-11

講演: テーマ

「聞こえの改善・補聴器と人工内耳」
県立医大

耳鼻咽喉科教授 西村忠巳先生

補聴器に関する相談等も実施します

■参加費…無料

◎詳しくは、奈良県中途失聴・難聴者協
会長 上田 牧子

北葛城郡王寺町本町4-15-26

☎ 0745-530972(中野)

FAX 0745-727440(上田)
できるだけFAXでお願いします

高齢社会に向けてのくらしセミナー

日時: 11月29日(日)

午後1時30分~5時

場 所: 歴史博物館

内 容: 講演

「老いのくらしーその身の処し方の変容」
(講師) 天田城介 氏

「地方発のとりくみ 新しいまちから」

「私たちに何ができるか!」

(講師) 松橋雅子 氏

「高齢者の健康づくりと楽しい遊具」
(講師) 田中一勝 氏

◎詳しくは、特定非営利活動法人「創」の会

☎ FAX (54) 0550

URL: www.soumakai.com まで

中和圏域障がい者就労支援フォーラム21

日時: 11月11日(水)午後2時~4時

場 所: イオンモール橿原アルル

内 容: ①障がい者雇用60人!!
雇用率20%!!を目指す

講師 三洋商事(株)取締役 桐畑昭弘氏

②企業と支援機関による
連携事例のトークセッション

「働きたいという想いへの支援」
定員・参加費…120名・無料

◎詳しくは、なら中和障がい者就業・
生活支援センター「ブリッジ」

☎ 0744-237176(柏木) まで

萌フェスタ2009

心の輪く地域とつながろう

日時: 11月23日(月・祝)

午前10時~午後4時

場 所: 奈良県広域地場産業振興
センター(大和高田市)

大ホール・レセプションホール

内 容: 精神の障害を持つ当事者によ
るステージ、模擬店での商品の販売等

講演 午後1時 「弱さを持つて生
きる知恵と共生の仕組み」

患者会が備えてきた言葉か
ら学ぶもの」

講師 岩田 泰夫 氏

(神戸女学院大学 大学院

文学研究科教授)

◎詳しくは、社会福祉法人 萌

「生活支援センター」なつこ

(23) 7214) まで

その他

◎意見募集(パブリックコメント)

葛城市情報化計画(案) に対するご意見を募集しています。

■公表方法…市のホームページに掲載および新庄庁舎情報推進課・當麻庁舎・新庄図書館・當麻図書館に資料冊子を設置

■募集締切…11月13日(金) 必着

■提出方法…郵便、FAX、電子メール、直接持参(情報推進課まで)

※電話不可
◎詳しくは、情報推進課まで

■タウンミーティング参加グループ募集

住民の皆さまの豊富な経験と知恵を活かした、住民参加のまちづくりを推進していくための手段の一つとして、市長自らが住民の皆さまのご要望に応じて出向き、直接語り合う「タウンミーティング」を実施しています。皆さまの貴重なご意見を、是非お聞かせください。

■対象…市内に在住、在勤されている方々で構成する概ね20人以上の参加が可能なグループ

■開催日時・場所…グループの要望を考慮した上で調整を図ります。

■時間…概ね90分

■その他…テーマはグループ側で設定していただきます。資料、会場の準備および会議の進行については、秘書課と協議の上、グループ側で行っていただきます。

■申込…希望される日の30日前までに所定の様式にグループ名、代表者の氏名・住所・電話番号、希望のテーマ・内容、開催場所、希望日時を記入の上、秘書課までお申し込みください。

◎詳しくは、秘書課まで

多重債務者無料相談会

県と葛城市を含む11市5町等では、「多重債務者相談強化キャンペーン」期間中に多重債務者を対象とする相談会を弁護士会、司法書士会と共同で実施します。ぜひ相談を！相談を受けるには予約が必要となります。

■日時…12月8日(火)午後1時～4時

■場所…新庄庁舎2階会議室

※他市町村でも12月6日(日)～12日(土)開催されます。

◎詳しくは、商工観光課まで

奈良県の最低賃金

平成21年度の奈良県最低賃金が、次のとおり改正されました。

特定の産業に適用される特定最低賃金は近く改正される予定です。

最低賃金は、最低賃金法に基づいて決定されたもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。使用者は、適用さ

れる最低賃金額等を周知するとともに、必ずこの金額以上の賃金を支払わなければならない。

最低賃金件名	日 額	時間額
奈良県最低賃金 (21.10.17 発効)	—	679 円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 (20.12.25 発効)	—	781 円
電機関係製造業※ (20.12.25 発効)	—	783 円
自動車小売業 (20.12.25 発効)	—	781 円
木材・木製品、家具・ 装備品製造業(製材熟練等) (元、1.25 発効)	6,527 円	816 円

※ 電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業

○特定最低賃金の適用については、年齢・業務により適用除外となる場合があります。

◎詳しくは、奈良労働局賃金室

☎ 0742(32)0206

または、葛城労働基準監督署

☎ (52) 5891 まで

11月は「労働保険適用促進月間」

一人でも雇ったら、必ず入るもの。

それは「労働保険」です！

○労働保険は、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険の総称です。

○労災保険は、労働者が業務上や通勤による負傷、疾病、障害、死亡等に対して治療費・休業補償などの必要な保険給付を行っています。

○雇用保険は、失業した場合や雇用の

継続が困難となる場合等に対して失業給付・事業主助成などの必要な保険給付を行っています。

○社員、従業員、アルバイトなど一人でも雇っている会社は、すぐに労働保険の加入手続きを行ってください。

◎詳しくは、葛城労働基準監督署

☎ (52) 5891

または、ハローワーク大和高田

☎ (52) 5801 まで

共同受信施設の地デジ化助成制度

共同住宅(アパート・マンション)内の共同受信施設や、建物等による受信障害対策として設置された共同受信施設の地上デジタル化に対して助成制度がスタートしています。

施設の地上デジタル化対応において、経費負担が過重となる場合(世帯当たり3万5千円以上)、国の助成が受けられます。助成を受けるには、改修工事の実施前に申請を行う必要があります。

共同住宅の共同受信施設に対する助成金制度は2010年1月15日、ビル陰等の受信障害施設デジタル化の助成金制度は2009年12月28日が申請の締切となっています。

◎詳しくは、

■デジサポ助成金相談窓口

☎ 0570(093) 724

(平日午前9時～午後6時)

(IP電話等のため繋がらない場合は、03(5623)3121)

■デジサポホームページ

http://digsupport.jp まぐ

不動産取引に関する無料相談会

●日時：11月13日(金)

午前10時～午後3時

●場所：大和高田市磯野南町5-45

(注)奈良県宅地建物取引業協会

高田支部事務所

☎ (53) 1151

◎詳しくは、右記まで

はたらく人と家族の健康相談

あなたの健康に電話でアドバイス

「奈良労働局委託事業」

・健診結果や内容についての相談

・健康や病気について知りたいこと

産業医が電話でお答えします(無料)

■相談日時：毎月第4火曜日

午後2時～4時(祝祭日を除く)

◎詳しくは、葛城地域産業保健センター

大和高田市大和106-2

高田経済会館4階(北葛城地区医師会内)

☎ (23) 2431 まで

自衛官等募集

防衛省では、平成21年度採用の高等工科学校生徒および平成22年度採用の予備自衛官補、一般・技術幹部候補生を募集しています。

●高等工科学校生徒(陸上自衛隊)

応募資格：15歳以上17歳未満の者(男子のみ)

受付期間：11月1日～平成22年1月8日

試験日：1次試験 平成22年1月23日

(2次試験) 平成22年2月6日

9日までの間の指定する1日

●予備自衛官補
応募資格…

一般公募 18歳以上34歳未満の者
技能公募 18歳以上で国家免許
資格等を有する者

(自衛官であった者は自衛官であった期間が1年未満である者)

受付期間：平成22年1月中旬～4月初旬

試験日：平成22年4月下旬

●一般・技能幹部候補生

応募資格：22歳以上26歳未満の者

(平成23年4月1日現在)

受付期間：平成22年4月初旬～5月初旬

試験日…

(1次試験) 平成22年5月中旬

(2次試験) 平成22年6月中旬の指定する日

(3次試験) 平成22年7月中旬～8月初旬

(3次試験については海上・航空自衛隊の飛行要員のみ実施)

★ホームページ等でも資料閲覧・請求が出来ます。

自衛隊 奈良地方協力本部(PC用)

<http://www.mod.go.jp/pco/nara/>

◎詳しくは、自衛隊糧原地域事務所

☎ 0744 (29) 9060 まで

訂正とお詫び

広報かつらぎ10月号に記載の「行政書士による無料相談会」の問い合わせ先について記載誤りがありました。正しくは、☎ 0744 (24) 3039 もしくは、090 (3289) 2768 (森田様)です。関係者の方々に対しご迷惑をおかけしましたことを、ここに訂正してお詫び申し上げます。なお、この無料相談会は毎月第3水曜日に開催されています。

今月の無料相談

増改築・耐震無料相談

- 日時 11月1日(日)・12月6日(日)
午前9時～正午
場所 當麻文化会館団体交流室
連絡先 ☎ (69) 2753
- 日時 11月28日(土)
午後1時～5時
場所 中央公民館会議室
連絡先 ☎ (69) 2877

問 上記連絡先または都市整備課

消費者生活相談

- 「架空請求や悪質商法」などの消費生活に関する相談に応じます。
- 日時 11月9日(月)・16日(月)・24日(火)
午前10時～正午・午後1時～4時
場所 新庄庁舎2階会議室

問 商工観光課

中南和法律相談センター法律相談

- ◎申込 相談は予約面談制(30分)ですので、必ず奈良弁護士会に電話で事前予約してください。
- * 日時・場所等は、電話の際ご確認ください。
- 問 奈良弁護士会 ☎ 0742(22)2035

健康相談

- 日時 11月25日(水)
受付 午前10時～11時
場所 新庄健康福祉センター
内容 血圧測定・尿検査など
- * 健康手帳をお持ちの方はご持参ください。
- 問 健康増進課

乳幼児健康相談

- 日時 11月11日(水)・12日(木)・12月9日(水)・10日(木)
受付 午前10時～11時
場所 當麻保健センター
- 日時 11月26日(木)・27日(金)
受付 午前10時～11時
場所 新庄健康福祉センター
内容 身体測定、保健師・管理栄養士による個別相談
- * 母子健康手帳をご持参ください。
- 問 健康増進課

人権・行政・心配ごと相談

- 日時 11月12日(木) 第2木曜日
午前9時～正午
場所 葛城市役所(新庄庁舎)
- 日時 11月19日(木) 第3木曜日
午前9時～正午
場所 忍海集会所
- 日時 11月26日(木) 第4木曜日
午前9時～正午
場所 當麻文化会館
- ◎申込 不要(先着順)
- 問 人権政策課・総務財政課
☎ (69) 3001
社会福祉協議会
☎ (48) 3373

法律相談

- 日時 11月19日(木) 第3木曜日
午後1時～4時
場所 葛城市役所(新庄庁舎)
- 日時 11月26日(木) 第4木曜日
午後1時～4時
場所 當麻文化会館
- ◎申込 相談(20分)は予約制になっていますので、秘書課までお申し込みください。
- 問 秘書課

大字紹介 (第5回)

人口および世帯数は10月1日現在

寺
てらぐち
口

人口…656人
世帯数…251戸

大字名の由来…
寺口の「寺」は布施氏の

長
なが
尾
お

人口…2,332人
世帯数…819戸

伝説や逸話…
・大蛇



昔、大和に大蛇が住んでいました。三輪山を三重に取り巻き、またその尾は長尾まで届いていました。ここから、三輪神社は頭で、長尾神社はその尾に当たると伝えられています。

氏寺であった置恩寺（布施寺ともいう）をさし、この寺を中心に発達した門前町であることからその名があり、中世以降の文献に地名として見られます。その他、寺口には布施氏の居城であった布施城跡が二塚古墳の西

側の山の中腹にあり、ふもとには布施氏の氏神で下照比売命と菅原道真の二神を祭神とする博西神社があります。このように、布施氏を抜きにして寺口が語れないほど、強い結びつきがありました。

主な歴史遺産や名所…

- ・寺口遺跡（約3,000年前の縄文時代晩期）・二塚古墳（約1,450年前に造られた前方後円墳）・寺口千塚古墳群・寺口忍海古墳群

主な歴史遺産や名所…

- ・長尾神社と竹内街道（水光姫命と白雲別命を祭神とする式内社で、街道を行き交う人々を守護する神として栄えたと伝えられています。そして、ここが竹内峠を越え堺に至る古代からの道・竹内街道の起点になっています。）
- ・横大路と長尾街道（長尾から東へは竹内街道に続く横大路（初瀬街道）、北へは堺に至る長尾街道、また南に続く下市街道の接続点にもなっています。）

葛城市ふるさと探訪 8

『鳥谷口古墳』（染野）

二上山から東に派生する尾根の先端上に築かれたこの古墳は、今から26年前の土取り工事中に偶然に発見され、この場所の古墳名から鳥谷口古墳と名付けられました。

大きさは一辺が約7mの四角形の古墳で、埋葬施設は横口式石槨と呼ばれる小さな石室です。発見後すぐに調査が行われ、7世紀後半頃に築造されたことなどが判明したものの、誰が葬られたのかをはっきりと示す遺物は発見されませんでした。

さて二上山と言えば、大津皇子（天武天皇の第三皇子）のために姉の大海皇女が詠んだ「万葉集」の次の歌があります。

うつそみの人なる我や明日よりは
ふたがみやま いちせあ
二上山を弟と我が見む

この歌の詞書（前文）には「大津皇子の屍を葛城の二上山に移し葬る時に大海皇女の哀傷して作らす歌…」とあり、皇子の亡骸が二上山に葬られたと、記されています。

現在、皇子の墓は二上山雄岳山頂にあるとされていますが、この鳥谷口古墳こそ、「万葉集」に記された大津皇子の墓の可能性が高いと考えられます。

二上山と鳥谷口古墳



鳥谷口古墳

（歴史博物館）



平成21年11月1日発行

編集・発行 葛城市役所企画部秘書課

〒639-2195 奈良県葛城市柿本166番地

☎0745 (69) 3001

■広報「かつらぎ」は再生紙を使用しています。